

訪問看護料金表 【医療保険】

小林市立病院訪問看護ステーション

令和7年5月現在

◎基本料金		金額	利用者様負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師 (同一日に共同の訪問看護) ※管理療養費なし		¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855	
訪問看護管理療養費	月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301	
	(1)2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	(2)2日目以降	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一建物居住者 同一日2人	週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	同一建物居住者 同一日3人以上	週3日目まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
		週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
訪問看護基本療養費Ⅲ		外泊中の訪問看護	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550

◎加算

訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		¥50	¥5	¥10	¥15	
24時間対応体制加算	(イ)(月1回)業務負担軽減をしている場合	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
	(ロ)(月1回) 上以外の場合	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
	月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
早朝 (午前6時～午前8時) ・ 夜間 (午後6時～午後10時)		¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜 (午後10時～午前6時)		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
特別管理加算 (月1回)	I	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
	II	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
難病等複数回訪問加算	1日2回の場合	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	〃 (同一建物3人以上)	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
	1日3回の場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
	〃 (同一建物3人以上)	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160	
複数名訪問看護加算	看護師等 週1回 (同一建物1人又は2人)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	〃 1回 (同一建物3人以上)	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
	その他職員 (週3回迄)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	〃 (同一建物3人以上)	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
	特別表7、別表8の 対象	その他職員 (回数制限無し) 1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		〃 (同一建物3人以上)	¥2,700	¥270	¥540	¥810
		〃 2回	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
		〃 (同一建物3人以上)	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620
〃 3回以上	¥10,000	¥1000	¥2000	¥3000		
〃 (同一建物3人以上)	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700		
長時間訪問看護加算 週1回		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
専門管理加算(月1回)		¥2,500	¥250	¥500	¥750	
特別管理指導加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
退院時共同指導加算		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
退院支援指導加算		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
〃 (長時間にわたる療養上必要な指示を行った場合の加算)		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
在宅患者連携指導加算		¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
看護・介護職員連携強化加算		¥2,500	¥250	¥500	¥750	
訪問看護情報提供療養費 1. 2. 3 (月1回)		¥1,500	¥150	¥300	¥450	
ターミナル療養費	1(在宅で利用者家族等の同意を得て看取り支援を実施した場合)	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
	2(施設で利用者家族等の同意を得て看取り支援を実施した場合)	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	¥1,300	¥130	¥260	¥390	
	別に厚生大臣が定める6歳未満の乳幼児	¥1,800	¥180	¥360	¥540	

◆健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。

◆各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

◆交通費 (自費)	¥20 (外税) 片道 1kmにつき
◆エンゼルケア (自費)	¥10000 (外税)

医療保険加算の種類と説明

□	<p>訪問看護医療DX情報活用加算</p> <p>健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、医療DX情報活用の体制に関して下記の整備を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用しています。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
□	<p>24時間対応体制加算</p> <p>利用者や家族から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に24時間対応でき、営業時間以外において連絡及び相談が直接受けられる体制が整備されています。</p>
□	<p>緊急訪問看護加算</p> <p>利用者・家族の求めに応じて、主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合。（1回につき）</p>
□	<p>夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算</p> <p>利用者・家族の求めに応じて、夜間・早朝の時間帯に訪問看護を行った場合。（1回につき）</p>
□	<p>特別管理加算（Ⅰ）</p> <p>在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態。</p>
□	<p>特別管理加算（Ⅱ）</p> <p>在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅成分栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。</p>
□	<p>難病等複数回訪問加算</p> <p>厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態等及び特別訪問看護指示中の利用者に対して、1日複数回の訪問看護を実施した場合。</p>
□	<p>複数名訪問看護加算</p> <p>厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態等及び特別訪問看護指示中の利用者または以下の状態のために、利用者やその家族などの同意のうえ、同時に2人の職員が（看護補助者を含む）が1人の利用者に対して訪問した場合。事業所の都合により複数名で訪問した場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ③その他の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合。
□	<p>長時間訪問看護加算</p> <p>特別管理加算の対象者で、1時間30分に引き続き訪問看護を実施した場合。（週1回）</p>
□	<p>専門管理加算</p> <p>緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係わる専門研修を受けた看護師または、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合。</p>
□	<p>特別管理指導加算</p> <p>特別管理加算の対象者に、退院時共同指導加算を算定する利用者に、退院時共同指導を行う場合。</p>

□	退院時共同指導加算 入院中もしくは入所中の者に対して、主治医やその他の職員と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合。
□	退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対し、退院当日に訪問看護が必要とされ、退院当日に訪問看護師が在宅での療養上の指導を行った場合。
□	在宅患者連携指導加算 利用者または家族などの同意を得て、看護師などが月に2回以上、医療関係職種間で文書などにより共有された診療情報などを基に利用者などに対して指導を行った場合。
□	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 利用者の状態の急変などに伴い、看護師等が主治医の求めにより、医師等、歯科医師等、薬局の薬剤師、ケアマネージャー、相談支援専門員とカンファレンスに参加して共同で指導を行った場合。
□	看護・介護職員連携強化加算 介護職員等に対し、看護師等が痰吸引等の計画書・報告書の作成や緊急時等の対応について助言をし、介護職員等に同行して利用者の居宅において業務の実施状況を確認した場合。
□	訪問看護情報提供療養費 1 利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して、訪問看護の状況を示す文書を添えて、福祉サービスを有効に提供するために必要な情報を提供した場合。
□	訪問看護情報提供療養費 2 利用者及び家族の同意を得て、当該義務教育所学校と高等学校等からの求めに応じて、医療的ケアの実施方法等の訪問看護の状況を示す文書を添えて情報を提供した場合、各年度1回に限り算定。医療的ケアの実施方法等を変更した月に情報を提供した場合は、月1回に限り算定する。
□	訪問看護情報提供療養費 3 利用者が保険医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所した時、利用者の同意を得て、主治医に訪問看護にまつわる情報を提供した場合。
□	訪問看護ターミナルケア療養費 1 ターミナルケアの実施については厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及びその家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に他の関係者と連携の上対応する。訪問看護ターミナルケア療養費 2 に該当しない場合。
□	訪問看護ターミナルケア療養費 2 特別養護老人ホーム等で、看取り介護加算等を算定している利用者にターミナルケアを行った場合。
□	乳幼児加算 6歳未満の利用者の利用者に対し訪問看護を行った場合。(1回につき)
□	エンゼルケア お亡くなりになった後のケアを実施した場合。

訪問看護料金表【介護保険】

小林市立病院訪問看護ステーション

指定訪問看護

令和7年5月現在

◎基本料金（各1回につき）		利用者様負担額				
		単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師の場合	314	¥3,140	¥314	¥628	¥942
30分未満		471	¥4,710	¥471	¥942	¥1,413
30分以上60分未満		823	¥8,230	¥823	¥1,646	¥2,469
60分以上1時間30分未満		1128	¥11,280	¥1,128	¥2,256	¥3,384

※ 准看護師の場合は所定単位数の90%相当とする。

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝（午前6時～午前8時）	上記料金に対して25%加算になります。
夜間（午後6時～午後10時）	
深夜（午後10時～午前6時）	上記料金に対して50%加算になります。

◎その他の加算		利用者様負担額				
		単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	I	350	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050
	II	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
緊急時訪問看護加算	(I) 月1回 ※1 注1	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	(II) 月1回	574	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
特別管理加算	(I) 月1回 ※2	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	(II) 月1回 ※3	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
複数名訪問加算 I (1回につき)	30分未満	254	¥2,540	¥254	¥508	¥762
	30分以上	402	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206
複数名訪問加算 II (1回につき)	30分未満	201	¥2,010	¥201	¥402	¥603
	30分以上	317	¥3,170	¥317	¥634	¥951
長時間訪問看護加算		300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
専門管理加算（月1回）		250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
ターミナルケア加算		2,500	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
看護・介護職員連携強化加算		250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
看護体制強化加算	(月1回) I	550	¥5,500	¥550	¥1,100	¥1,650
	(月1回) II	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600
サービス提供体制強化 加算	I (1回につき)	6	¥60	¥6	¥12	¥18
	II (1回につき)	3	¥30	¥3	¥6	¥9

※1 ・ご契約の方は24時間対応いたします。

※2 ・気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方など。

※3 ・在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方など。

注1 連絡に常時対応でき、また十分な業務管理体制が整備されている。

◆交通費 ○実施地域内・・・無料 ○実施地域外・・・¥20（外税）（1kmにつき）

◆エンゼルケア（自費）¥10000（外税）

訪問看護料金表【介護保険】

小林市立病院訪問看護ステーション

指定介護予防訪問看護

令和7年5月現在

◎基本料金（各1回につき）		利用者様負担額				
		単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師の場合	303	¥3,030	¥303	¥606	¥909
30分未満		451	¥4,510	¥451	¥902	¥1,393
30分以上60分未満		794	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382
60分以上1時間30分未満		1090	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270

※ 准看護師の場合は所定単位数の90%相当とする。

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝（午前 6時～午前 8時）	上記料金に対して25%加算になります。
夜間（午後 6時～午後10時）	
深夜（午後10時～午前 6時）	上記料金に対して50%加算になります。

◎その他の加算		利用者様負担額				
		単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	I	350	¥3,500	¥350	¥700	¥1,050
	II	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
緊急時訪問看護加算	(I) 月1回 ※1 注1	600	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	(II)	574	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
特別管理加算	(I) 月1回 ※2	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	(II) 月1回 ※3	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
複数名訪問加算 I (1回につき)	30分未満	254	¥2,540	¥254	¥508	¥762
	30分以上	402	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206
複数名訪問加算 II (1回につき)	30分未満	201	¥2,010	¥201	¥402	¥603
	30分以上	317	¥3,170	¥317	¥634	¥951
長時間訪問看護加算	1回	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
専門管理加算（月1回）		250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
看護体制強化加算（月1回）		100	¥1,000	¥100	¥200	¥300
サービス提供体制強化 加算	I（1回につき）	6	¥60	¥6	¥12	¥18
	II（1回につき）	3	¥30	¥3	¥6	¥9

※1 ・ご契約の方は24時間対応いたします。（区分支給基準限度の枠外）

※2 ・気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方など。

※3 ・在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方など。

注1 連絡に常時対応でき、また十分な業務管理体制が整備されている。

◆交通費 ○実施地域内・・・無料 ○実施地域外・・・¥20（外税）（1kmにつき）

◆エンゼルケア（自費）¥10000（外税）

指定訪問看護費 介護予防訪問看護費の種類と説明

<input type="checkbox"/>	<p>初回加算 Ⅰ・Ⅱ</p> <p>新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。 Ⅰは、退院、退所日に初回訪問看護が実施された場合。Ⅱは、退院退所翌日以降の初回訪問。 ※この場合の新規は、訪問看護開始から2ヶ月において訪問看護の算定がない場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>緊急時訪問看護加算</p> <p>利用者や家族から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う体制にあることの同意を得た場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>特別管理加算（Ⅰ）</p> <p>在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>特別管理加算（Ⅱ）</p> <p>在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅成分栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>複数名訪問加算</p> <p>以下の状態のために、利用者やその家族などの同意のうえ、同時に2人の職員が（看護補助者を含む）が1人の利用者に対して訪問した場合。 事業所の都合により複数名で訪問した場合は除きます。 ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ③その他の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>ターミナルケア加算（※介護予防訪問看護（要支援者）は対象外）</p> <p>利用者の死亡日及び前14日以内に2日以上ターミナルケア（看とりに対する説明や対応、支援体制についての説明と同意等）を行った場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>専門管理加算</p> <p>緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係わる専門研修を受けた看護師または、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>長時間訪問看護加算</p> <p>特別管理加算の対象者で、1時間30分に引き続き訪問看護を実施した場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>看護・介護職員連携強化加算（要介護者のみ）</p> <p>訪問介護事業所と連携し、痰吸引などが必要な利用者に関する計画の作成や訪問介護員の助言等支援を実施した場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>看護体制強化加算</p> <p>医療ニーズの高い利用者に対する体制を整備しています。 （緊急時対応や様々な医療処置、終末期に対応）</p>
<input type="checkbox"/>	<p>サービス提供体制強化加算Ⅰ</p> <p>研修を実施しており、かつ7年以上の勤続年数のある職員が30%以上配属されている場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>サービス提供体制強化加算Ⅱ</p> <p>研修を実施しており、かつ3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配属されている場合。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>エンゼルケア</p> <p>お亡くなりになった後のケアを実施した場合。</p>

介護保険の支給限度基準の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。ただし、以下の加算は限度額範囲外になります。

緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス体制強化加算